

水戸市一般不妊治療費助成事業Q&A

R3.10.1

分類	質問	回答	備考	
1. 申請手続				
1	1	申請書類はどこで入手できるか。	水戸市保健所地域保健課の窓口を用意しています。記入時の注意点などをご説明しますので、地域保健課にご来所いただければと思います。 来所できない場合には、申請書、受診等証明書などの様式は市のホームページからダウンロード可能です。	
	2	申請は郵送でも可能か。	書類の確認があるため、基本的には来所にて申請をお預かりしています。	
	3	案内チラシに「必ずご相談ください」とあるが事前に保健所に行く必要があるのか。	制度と必要書類についての説明をしますので事前の来所をお願いします。 来所が難しい場合は、ホームページから案内チラシや申請書類をダウンロードし手元に用意したうえでお電話いただければ、窓口同様にご説明いたします。	
	4	申請してから助成金が振込まれるまでにどれくらいかかるか。	概ね申請から2～3週間で決定通知を発送し、その後約3週間で振込みます。 ただし、書類に不備がある場合や、夫婦の一方が他の自治体に住所を有し、助成の有無の確認が必要な場合、申請が混み合っている場合にはこれより時間がかかることがあります。ご確認ください。	
	5	以前に本制度の助成を受けていた夫婦が離婚し、その後別の方と再婚もしくは事実婚関係になった場合はどのような取扱いになるのか。	助成対象者については夫婦単位となります。そのため、同年度内でも新たな助成対象者として申請することができます。	
	6	どのタイミングで申請すればよいか	原則は1回の治療が終了した時点での申請となります。ただし、特定不妊治療に移行する場合や、体調不良等の理由による医師の判断で終了となった場合はその時点でご申請ください。	
2. 申請期限				
2	1	申請期限(治療終了日から60日以内または年度の末日)を過ぎてしまったが申請できるか。	基本的には治療終了日から60日以内または年度の末日(令和4年3月31日)までのご申請が必要です。ただし、やむを得ない事情がある場合は、申請期限内に水戸市保健所地域保健課へご相談ください。事前のご相談がない場合は申請をお受けすることはできません。	
	2	やむを得ない事情とはどのような場合が想定されるか。	治療の終了日が年度末(3月末)であり、期限までに医療意見書が間に合わない場合や、夫婦ともに入院等により申請が困難な場合が想定されます。	

3. 申請書			
3	1	夫婦で同じ印鑑を使用できるか。	同じ印鑑はご使用になれません。別印鑑をお願いします。 また、印鑑は朱肉を使用するタイプでお願いいたします。(スタンプ印は使用できません。)
	2	2回分の治療を1つの申請書にまとめることはできるか。	1回の治療につき、1枚の申請書・医療意見書等が必要です。 複数回の申請をする場合にはそれぞれの治療ごとに申請書・医療意見書等の書類が必要となります。 それぞれの申請期限内であれば、2回分の申請を一度に申請することは差支えありません。
	3	申請書の記入を間違ってしまったがどのように訂正したらよいか。	自筆で訂正してください。訂正部分に2重線を引き、正しい事項を記入してください。修正テープ等での修正はしないでください。
	4	外国籍だが、通称名を使用することは可能か。	住民票に通称名が記載されている場合で、振込口座が通称名で登録されていれば使用可能です。
4. 受診等証明書			
4	1	他自治体の様式で書いてもらったが有効か。	無効となります。必ず水戸市の受診等証明書に記載をお願いしてください。
	2	受診等証明書は誰に書いてもらうのか。	主治医に記入を依頼してください。なお、主治医の指示のもと、他院を受診した場合や院外処方があった場合は、その領収書を主治医に提出して合わせて記入してもらってください。
	3	夫婦別々の医療機関で検査・治療を受けた場合、受診等証明書はどうしたらよいか。	それぞれの主治医(医療機関)に記入を依頼してください。(2通の受診等証明書が必要です。)
5. 領収書・明細書			
5	1	領収書をすべて提出する必要があるか。原本の提出すればコピーは不要か。	受診等証明書に記載されている「治療期間」「領収金額」に相当する領収書についてはすべて原本及びコピーが必要となります。原本は確認後お返しします。一度お預かりした書類は返却いたしませんので、コピーをお預かりしています。
	2	領収書を一部紛失してしまった。	紛失した領収書について再発行又は領収証明書(任意様式)の発行を医療機関にご依頼ください。 発行できない場合は、現在ある領収書の合計額(助成対象となるもの)が、領収金額として認められます。

6. 住民票・戸籍謄本			
6	1	住民票は省略可能か。	水戸市に住民票がある場合は、申請書にて個人情報を見ることが同意することにより省略可能です。 夫婦のどちらか一方が水戸市外に住民票がある場合には、住民票のある市町村から発行されたものが必要となります。
	2	何か月前に取得したものまでが有効か。	住民票・戸籍謄本共に申請受付日から概ね3か月以内の発行されたものが必要です。 戸籍謄本は本籍のある市町村で取得してください。
	3	戸籍謄本は初回申請以外は不要か。	2回目以降のご申請で、住民票にて夫婦であることが確認出来る場合は添付不要です。 戸籍謄本が必要な場合は以下のような例があります。 例：夫婦別居（水戸市内での別居及びどちらか一方が水戸市外に住民票がある場合） 例：世帯主である親と同居で、「子」が申請者以外にもいる場合 例：事実婚関係の場合
	4	住民票以外に戸籍謄本を提出するのはどのような場合か。	新規申請をするとき。 また、2回目以降の申請の方でも、住民票の記載内容のみでは夫婦の婚姻関係が証明できない場合は戸籍謄本が必要。 例：夫婦別居（水戸市内及びどちらか一方が水戸市外に住民票がある場合） 例：世帯主である親と同居で、「子」が申請者以外にも要する場合 例：事実婚関係の場合
	5	配偶者が外国籍で国外に居住しているため日本の住民票がないが、何を提出したらいいか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要となります。 例：外国の住民票に代わるもの、在勤・在学証明書等 証明書が外国語の場合は日本語訳を添付してください。（翻訳は申請者が行ったもので可） 日本在住でも大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
	6	外国籍で戸籍がないが、何を提出したらいいか。	公的な婚姻を証明できる書類若しくは事実婚関係の場合、重婚にあたらぬ状況であることが確認できる書類が必要となります。 例：婚姻証明書、戸籍の受理証明書、婚姻要件具備証明書等
7. 事実婚			
7	1	事実婚をどのように確認するのか。	申立書及び治療当事者両人の戸籍謄本（両人が重婚ではないかの確認を行う。）の提出、治療当事者両人の住民票（両人が同世帯であるかの確認を行う。）の提出をいただき確認いたします。
	2	事実婚について外国籍の方との事実婚の場合の確認方法はどのようにすればよいか。	外国籍の方の「婚姻要件具備証明書」又はそれに代わる書類により重婚でないことを確認できる書類をご準備ください。
	3	自治体において、「パートナーシップ登録制度」を実施し、夫婦と同様であることを証明している場合、事実婚の確認書類として、同証明書を含めてもよいか。	確認書類の一つとすることができます。

8. 助成回数			
8	1	助成金は何回受けられるのか。	1年度(4月1日から翌年3月31日まで)あたりの上限回数及び1組の夫婦に対する助成回数の制限はありません。 ただし、1年度につき5万円までの助成となります。
	2	特定不妊治療費助成事業のようにリセットの制度はあるのか。	リセットの制度はありません。
	3	新型コロナウイルスに関連する措置はあるか。 (新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものについて)	特に設けておりません。
9. 対象者の要件			
9	1	居住期間の制限はあるか。	治療(検査)開始日から申請日まで継続して、夫婦の双方または一方が水戸市内に住民票があれば、居住期間に関わらず申請可能です。
	2	夫婦が別居しており配偶者が外国に居住しているが水戸市へ申請できるか。	申請者が水戸市に住所を有していれば申請可能です。
	3	年齢の制限はあるか。	各治療(検査)期間の開始日における妻の年齢が43歳未満である場合が助成対象となります。
	4	検査若しくは治療途中で水戸市へ転入した場合、助成の対象か。または、水戸市外へ途中で転出した場合は助成の対象となるか。	助成を受けるには、治療(検査)開始日から申請日まで継続して夫婦の双方または一方が水戸市内に住民票があることが要件となります。そのため、途中での転入・転出は助成対象外となります。
	5	治療日現在は事実婚だったが、現在は法律上の結婚をしている。この場合、助成金の申請はできるか。	治療開始時から申請日まで継続して夫婦の双方または一方が水戸市に住民票がある場合、事実婚から法律上の婚姻となっても申請可能です。
	6	特定不妊治療を実施したことがあるが、これから一般不妊治療を実施した場合、この制度の申請をすることが出来るか。	出来ません。特定不妊治療に移行する前の一般不妊治療等に対する助成制度となります。
	7	夫婦とも外国籍の場合の必要な添付書類は何か。	世帯全体の住民票1通が必要です。また、公的な婚姻を証明できる書類若しくは事実婚関係の場合重婚にあたらぬ状況であることが確認できる書類が必要となります。 例:婚姻証明書、戸籍の受理証明書、婚姻要件具備証明書等 証明書が外国語の場合は日本語訳を添付してください。(翻訳は申請者が行ったもので可)

10. 医療機関			
10	1	医療機関(主治医のいる)の処方により院外薬局で薬代を支払った。この費用は助成の対象となるか。	対象となります。 ただし、原則として受診等証明書は主治医が患者から当該院外薬局に支払った費用の領収書の提出を受け、領収金額へ院外薬局分の領収額を含めた金額の記載と当該院外薬局の名称を記載していただく必要があります。
	2	どの医療機関で治療を受けても助成が受けられるか。	保険医療機関で実施した検査・治療が助成対象となります。保険医療機関であれば、県内・県外を問いません。保険医療機関の主治医の処方箋による院外処方も対象となります。
	3	医療機関による一般不妊治療の一環として、主治医のいる医療機関とは別の医療機関で注射や検査を受ける場合の費用は助成の対象か。	主治医の指示により患者の利便性を考慮して近隣などの保険医療機関で投薬・注射・検査等を行った場合、支払った費用を助成対象に含めることができます。 この場合、原則として受診等証明書は主治医が患者から当該治療として他医療機関に支払った領収書の提出を受け、合算した金額を記載していただく必要があります。
	4	治療の途中で転院したが助成の対象になるか。	対象となります。受診等証明書は転院前後のそれぞれの主治医に1枚ずつ記入してもらってください。
11. 助成の対象となる治療の範囲			
11	1	対象となる検査・治療は何が該当するか。	医師が必要と認めた不妊検査、人工授精等の一般不妊治療が対象となります。 主な検査…精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精機能検査、染色体・遺伝子検査、超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、頸管粘液検査、フナーテスト、子宮鏡検査等 主な治療…タイミング(待機)療法、人工授精(体内に精子を注入して受精させる)等
	2	治療費すべてが対象となるのか。	治療期間内の保険適用外の治療分若しくは保険適用の治療分のうち自己負担した金額分が対象となります。 ただし、入院室料、食事療養費、診断書・申請のための証明書などの文書料、サプリメント、鍼灸・マッサージ等は助成対象外となります。
	3	助成の対象となる「1回の治療」とはどこからどこまでか。	夫婦どちらかの検査・治療の開始日から治療の終了日までとなります。 治療の終了日とは、基本的には妊娠判定を実施した日となります。体調不良等により治療終了(検査のみで終了とする場合も含む)した場合や、特定不妊治療へ移行した場合等は、医師が判断した時点が終了日となります。
	4	検査のみでも申請可能か。	原則としては1回の治療が終了(妊娠判定を実施した日)ごとの申請となりますが、今後治療を行わないと判断した場合は、検査のみでも申請することが出来ます。
	5	いつからの検査・治療が助成対象となるか	令和3年10月1日以降に治療が終了したもので、令和3年10月1日以降に検査・治療にかかった費用のみが対象となります。 例:8月1日から検査・治療を開始し、10月10日に治療終了した場合…10月1日～10月までにかかった検査・治療費用が助成対象となります。
	6	治療の際に妊娠判定に至らない状態で次の治療を開始している。治療は継続している状態だが、「1回の治療」はどこまでが該当するか。	妊娠判定の検査を実施せずに妊娠に至らなかったと医師が判断した場合は、判断をされた直前治療分までが「1回の治療」となります。

12. その他

12	1	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除を受けることはできるか。	本事業を受けた助成金は、確定申告の医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当し、1年間にかかった医療費から助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。詳細は最寄りの税務署に確認してください。	
----	---	----------------------------------	--	--